

新港地区客船ターミナル（仮称）等整備事業の概要

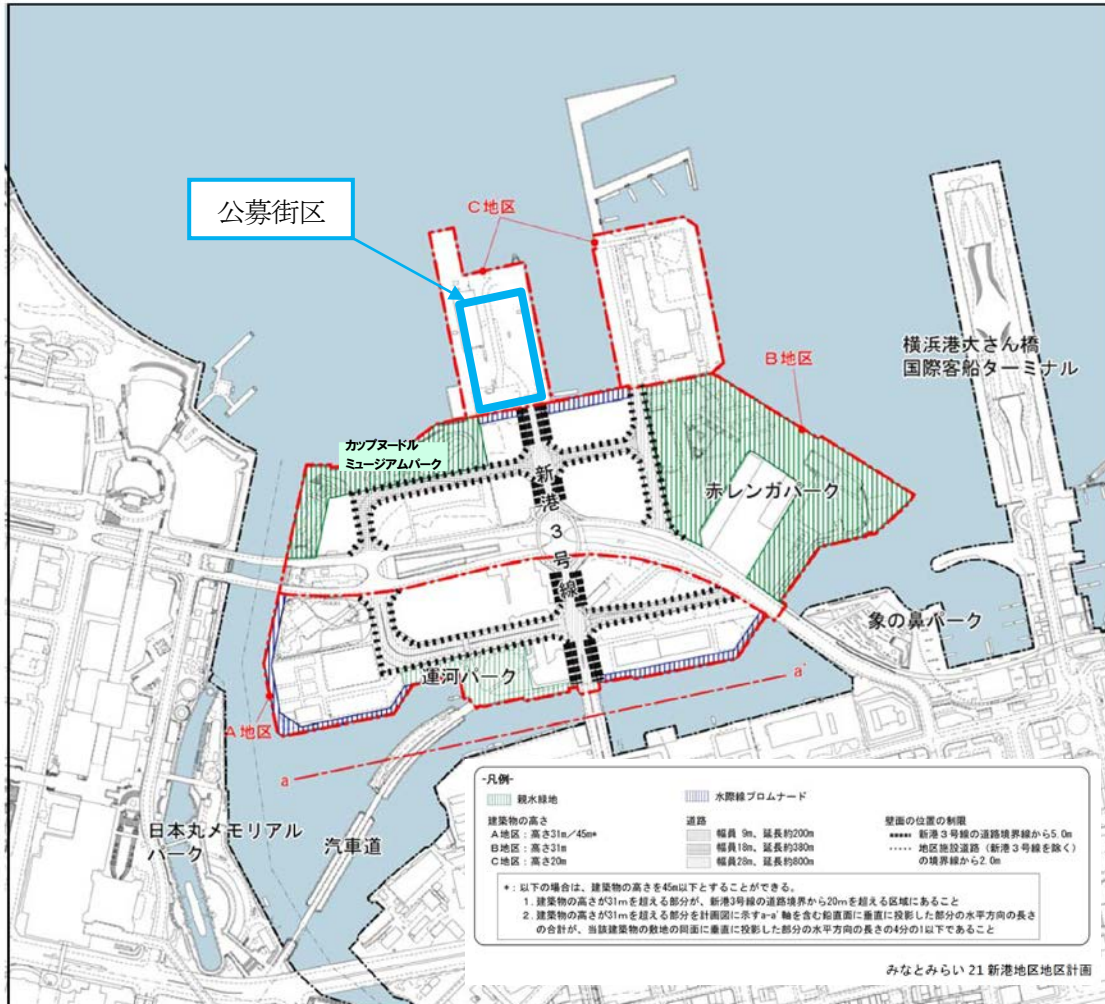
新港9号岸壁は客船バースとして改修を進めており、その背後には、乗下船の手続きに必要なC I Q（税関・出入国審査・検疫）施設、旅客の利便性向上等に必要な商業・サービス施設、駐車場、交通広場、プロムナード等からなる複合施設として、客船ターミナル施設等を整備します。

整備に当たっては、民間の資金やノウハウを積極的に活用するため、公民連携事業による事業提案方式で開発事業者を公募することを検討しています。この度、開発事業者の公募に向けて、事業者の皆さまとの対話を実施します。

事業の仕組みとしては、市と開発事業者の間で定期借地契約を締結し、開発事業者が客船ターミナル施設等を整備し、市が開発事業者からC I Q施設の床を借り上げ、管理運営を行います。

1 公募街区の概要

街 区	6-1
所 在	中区新港2丁目13、14、14-1、14-2
敷地面積	約1.8ha
用途地域等	商業地域（建ぺい率／容積率 80％／400％）
地区計画等	みなとみらい21新港地区地区計画（住宅等の居住機能は不可） （C地区：建築物高さの最高限度20m） みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン
港湾計画	埠頭用地
臨港地区	分区指定なし



2 客船ターミナル施設等整備内容

次の通り整備内容を含めた事業提案を受けます。

(1) 6-1 街区 (敷地面積：約 18,000 m²)

ア 客船ターミナル施設

① C I Q 施設 (手荷物取扱所、待合所等) ※市が床を借り上げ管理運営

施設構成	借受床面積
	4,200 m ²
(C I Qエリア) 出入国管理、税関・検疫、手荷物検査、乗下船待合スペース、雨除けスペース	
(手荷物取扱所、待合所等) 受付カウンター、待合ロビー、案内所、専用トイレ、倉庫、通路	
(事務所エリア) 入管、税関、検疫職員等関係事業者の事務所	
(管理用エリア) ターミナル内設備の制御盤、機械室、電気室、倉庫等	
(サービス施設) 発券手荷物カウンター、インフォメーション、宅配便受付等	

② 商業・サービス施設、駐車場

- ・旅客の利便性を向上する施設
- ・駐車場 (客船ターミナルの関係者駐車場として 40 台分、及び開発事業者が自らの事業計画や法令等に基づき必要とする台数)
- ・みなとみらい 21 地区の賑わい創出や来街者の回遊性に配慮した施設

イ 交通広場

バス、タクシー、乗用車等の乗降、待合い等が行える交通広場 (約 3,000 m²)

ウ プロムナード

ハンマーヘッドパークへ通じる歩行者動線、客船への歩行者動線及び物資搬出入のための車両動線と交差しないプロムナード (約 2,700 m²)

制約条件	単位	想定面積	
	m ²	5,700	
6-1 街区	■新港 3 号線道路から 9 号岸壁先端につづく物流動線 (幅員 8 m 以上) を確保する。ただし、9 号岸壁上の歩行者動線と重ならないよう配慮する。 ※交通広場をのぞく	m ²	1,300
	■物流動線の他に、水際線プロムナードからハンマーヘッドパークにつづく歩行者動線 (幅員 7 m 以上) を確保する。	m ²	1,200
	■CIQ 施設付近の屋外に、客船関係者用駐車スペース (40 台程度) を確保する。	m ²	200
	■交通広場 (3,000 m ² 程度) を確保する。 ■広場において、建物は設置できない。	m ²	3,000
CIQ	賃借面積 (市が事業者から借りる床)	m ²	4,200 程度

3 想定イメージ図

